信書便事業に関する主な意見・要望

	類型	意見・要望事項(まとめ)	回答
1	周知・広報の要望 (認識向上)	・信書は信書便事業の許可を受けた事業者のみが取り扱えるということについて周知してほしい。 ・新聞、テレビ、ラジオなどにより、利用者向けの周知をしてほしい。	・信書や信書便の制度周知については、自治体について、市以上にとどまらず、町村まで周知先を広げるとともに、運送業界への周知を強化しているほか、利用者への理解を深めるために経済団体への働きかけも実施しているところです。 ・周知については、引き続き取り組むべき課題であると考えており、予算上の制約がありますが、今後とも積極的に取り組んでまいります。
2	他事業者の取組	 〇他事業者の実例など信書便事業の取組が知りたい。 ・施設巡回文書配送業務を行う上での留意点 (分量・重量・時間配分・別途で配送契約を行った 事例の有無 等) ・印鑑不要、電子帳簿保存法の施行等、ペーパーレス 化が進む中の営業 	・信書便事業の具体事例についてこの後2社から紹介していただきますが、その他の信書便事業の取組、参考となる事例等について、最後の質疑応答の時間において、もしお話しいただける事業者の方がいらっしゃいましたら、よろしくお願いいたします。
3	最新動向	・最近の信書便事業の動向等について教えてほしい。	・先ほど説明いたしましたが、例年9月頃に、「特定信書便事業の現況」として、特定信書便事業者数、引受通数、売上高等について報道発表をしております。 ・また、信書便事業の動向については「信書便年報」や総務省のHP、信書便事業者協
			会でも情報提供をしております。 デジタル化の進展等を踏まえた今後の信書便事業の動向については、引き続き社会の動向を注視するとともに、信書便事業においてもデジタル化のメリットを活かした運用が可能となるよう、制度の見直しを進めています。
4	資料の公表	・後日、意見交換会の内容を提供してほしい。	・総務省が作成した資料については、総務省のHP (https://www.soumu.go.jp/yusei/ikenkoukankai.html)に掲載し、いつでもご覧いた だけるようにしておりますが、その他の資料については営業情報が含まれる場合等は公 開しておりません。この点、ご理解いただければと思います。